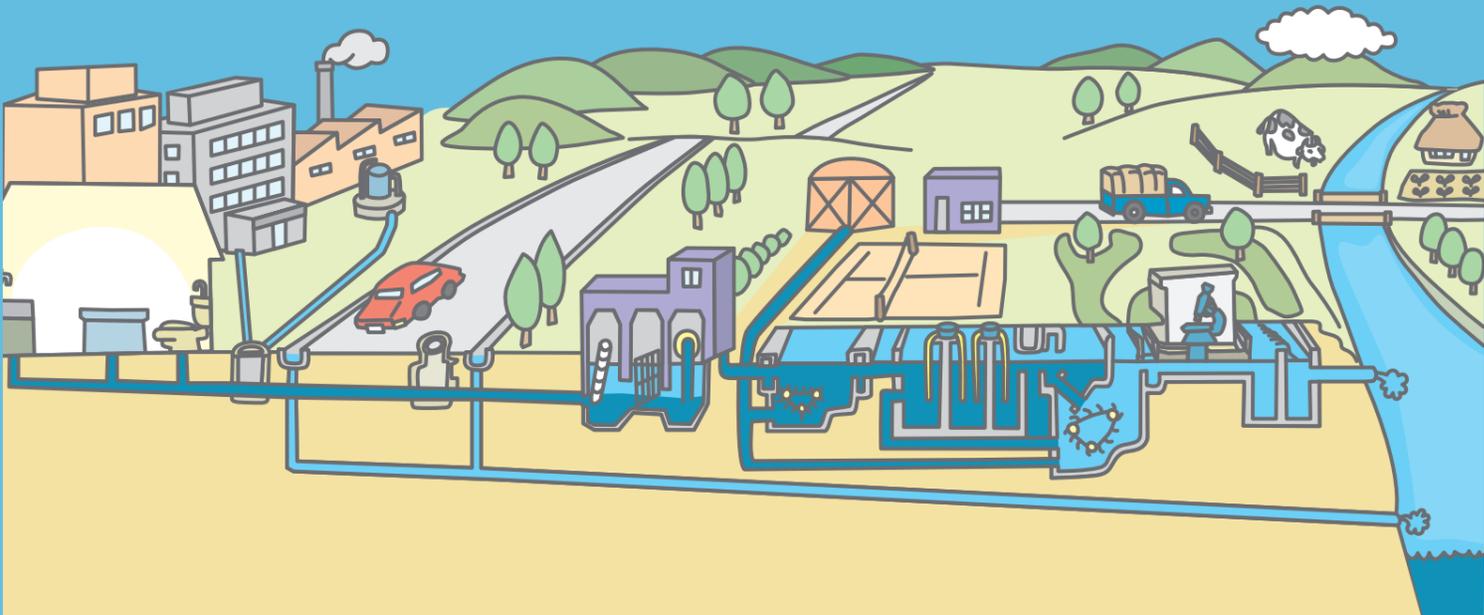


Clean City, Clean Life

水洗化のおすすめ



公共下水道に関するお問い合わせ、ご相談はお気軽にどうぞ

鎌ヶ谷市都市建設部下水道課

公共下水道工事・宅内排水設備について
受益者負担金・使用料について
公共下水道の整備計画について

電話 047-445-1486 (建設管理係)
電話 047-445-1483 (経營業務係)
電話 047-445-1474 (計画係)

20240401



よごれた水は、下水道施設で新しい生命を 吹きこまれて自然に戻っていきます。

下水道の種類

わたしたちは、日常の生活や社会の活動のなかで、たくさんの水を使っています。ここで使われた水をそのまま自然に流し続けると、河川や海は汚れを増していくこととなり、やがては生活に必要なきれいな水が欲しいときに、手に入れることが難しくなってしまうようになります。

必要な水を、いつまでもきれいなままで使うことが出来るよう、汚れた水をきれいにしていくために生まれた施設が「下水道」です。

下水道は、都道府県や市町村が主体となって事業を進めますが、規模や目的によっていくつかの種類に分けられます。

公共下水道

主として市街地の生活污水や工場排水を集めて終末処理場で、きれいに処理して河川や海域に放流するか流域下水道に排除するもので、市町村が設置し、管理するものです。この施設が出来ると浄化槽がなくても水洗トイレの使用が可能になります。また、汚水を流域下水道に排除する公共下水道を「流域関連公共下水道」と呼びます。

さらに、農山漁村の居住環境の改善や観光地などの自然保護を目的として設置されるものを「特定環境保全公共下水道」、市街地の工場や事業所の排水を排除、処理するものを「特定公共下水道」といいます。

都市下水路

主として市街地の雨水を排除するためのもので、降雨時の浸水、滞水を防ぐ働きをします。

流域下水道

河川や海、湖沼をひとつの単位として、2つ以上の市町村にまたがる地域の汚水、雨水などを広域的に処理するものです。都道府県が設置し、管理する大規模な下水道です。

下水道の施設

下水道の施設は大きく分けると次のようになります。

排水設備 家庭から出る汚水をすみやかに下水管に流すための施設で個人が作ります。

下水管 汚水や雨水を流すためのパイプや管きよで、直径15cm位のものから大きなもので、8mのものもあります。

ポンプ場 下水は自然流下で集められるため、勾配のないところでは、滞水することになります。そこで流れてきた汚水や雨水を汲み上げて、さらに勾配をつけて流す施設です。

終末処理場 集められた汚水を微生物などを利用してきれいな水にするための施設で、下水道施設の心臓部です。

下水の排除方式

汚水と雨水をあわせて下水と呼びます。この下水を排除する方法には、「合流式」と「分流式」とがあります。

合流式 汚水と雨水を一緒に集めて終末処理場で処理する方法です。

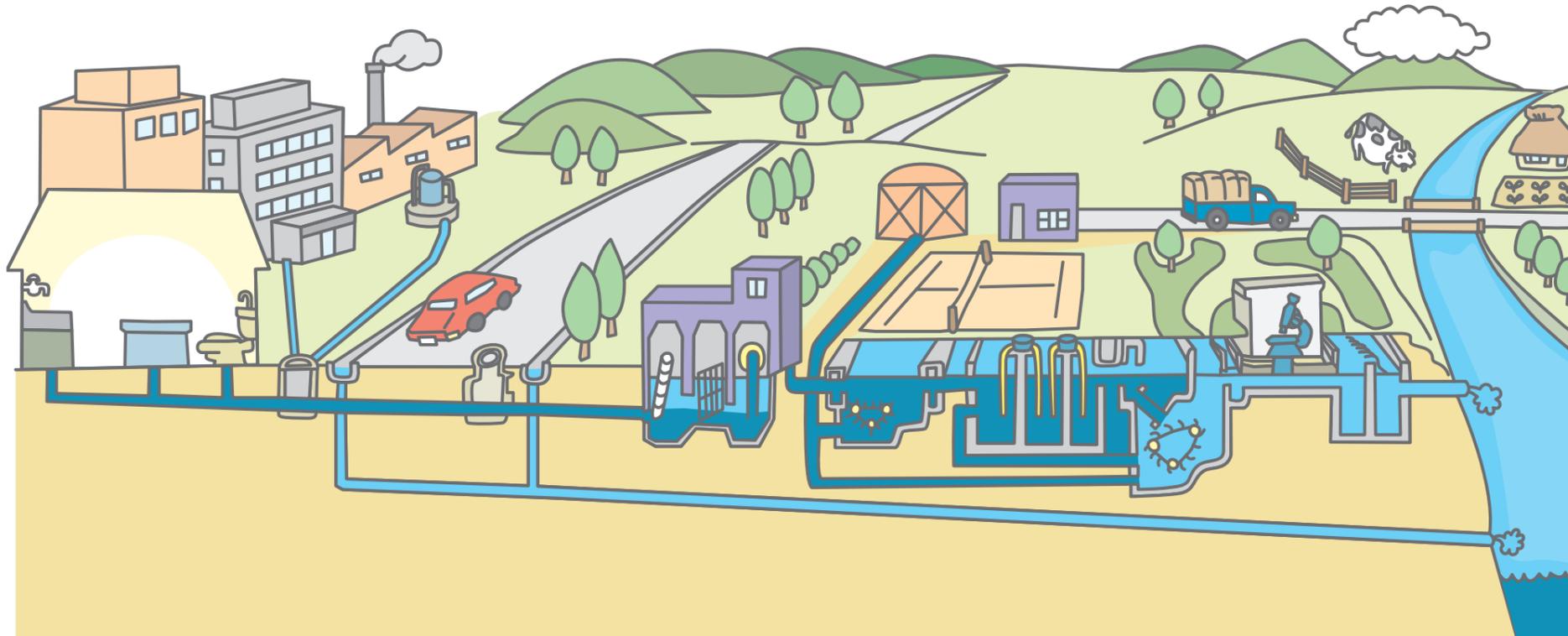
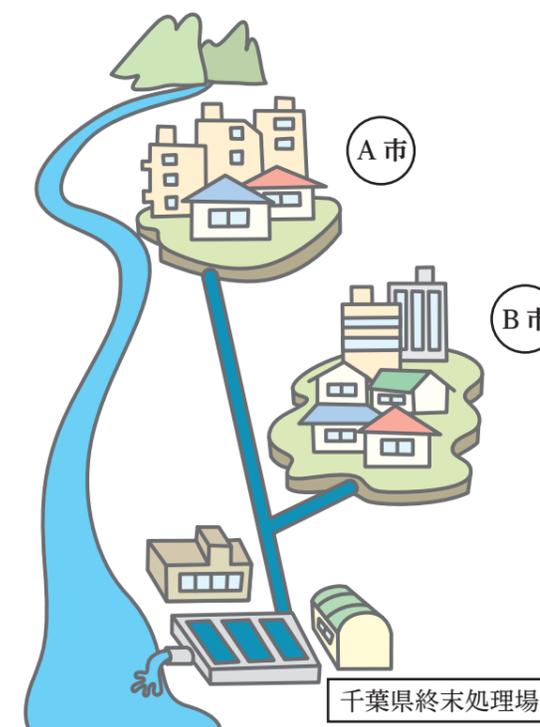
分流式 汚水と雨水を別々に分けて排除する方法です。汚水は下水管を通して終末処理場できれいな水に処理して河川や海に流します。雨水は、そのまま河川や海に流す方法です。

本市の下水道は…

本市の公共下水道は、流域関連公共下水道で分流式の排除方式を採用しています。

また、現在は一部地域を除き汚水についてのみの処理を行っています。

流域下水道のしくみ



快適な都市生活をおくるために、 下水道の整備を進めています。

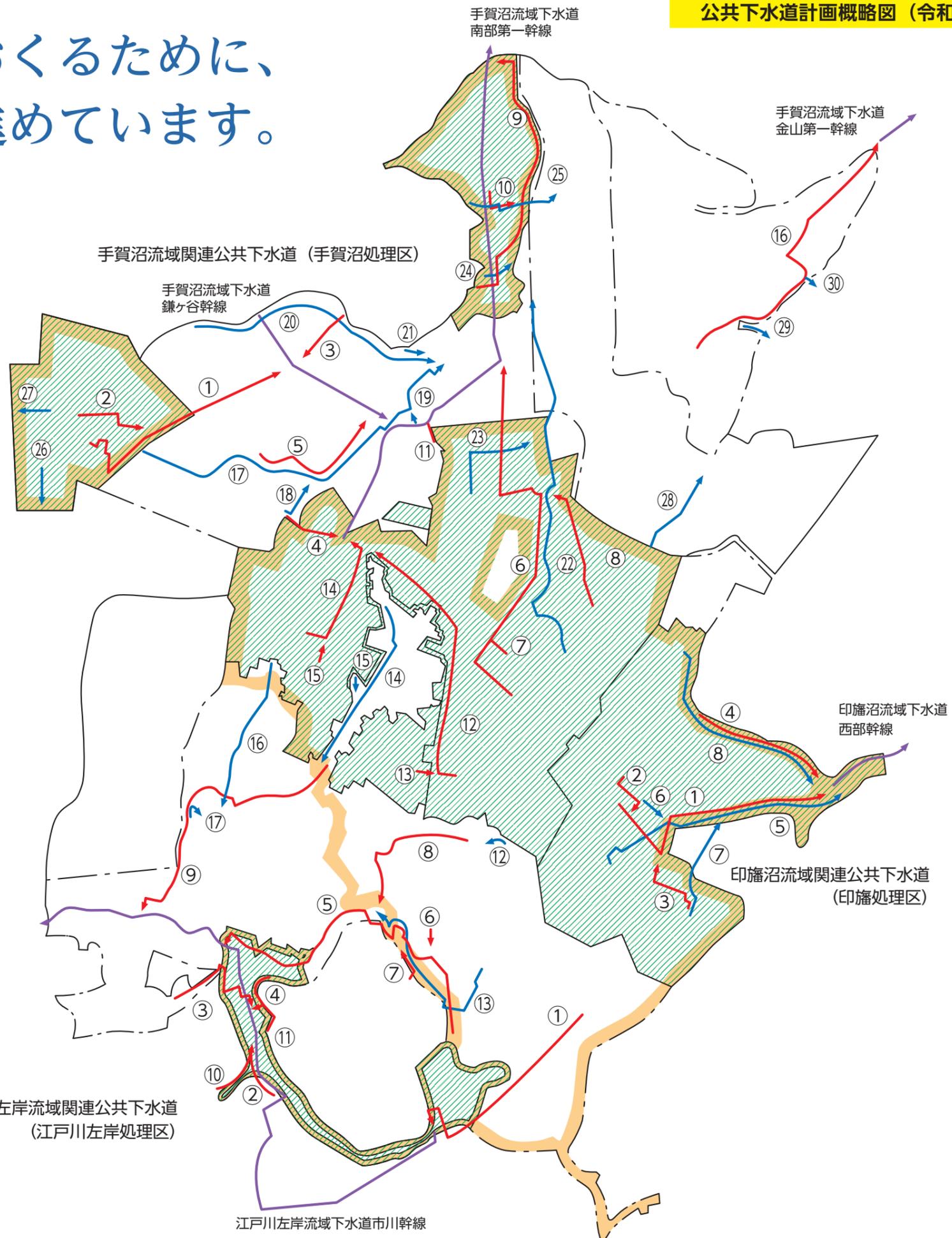
鎌ヶ谷市の下水道事業計画

鎌ヶ谷市の下水道計画は、印旛沼流域下水道事業計画、手賀沼流域下水道事業計画及び江戸川左岸流域下水道事業計画の上位計画において位置づけられています。昭和49年度から印旛沼流域関連公共下水道事業、昭和57年度から手賀沼流域関連公共下水道事業、平成24年度から江戸川左岸流域関連公共下水道事業に着手しております。

計画処理区域は、印旛処理区228ha、手賀沼処理区1,009ha、江戸川左岸処理区495haで、市の行政面積の約82%となっています。

印旛処理区は昭和59年6月、手賀沼処理区は昭和61年4月、江戸川左岸処理区は平成27年11月に、各流域で一部供用開始を行い、公共下水道のご利用ができるようになりました。

凡 例	
記号	名称
	全体計画区域
	計画決定区域
	事業計画区域
	流域界
	汚水幹線
	雨水幹線
	流域下水道幹線



手賀沼処理区

< 汚水 >		< 雨水 >	
番号	路線名	番号	路線名
①	鎌ヶ谷西1号幹線	①7	西部1号幹線
②	鎌ヶ谷西2号幹線	①8	西部2号幹線
③	鎌ヶ谷西3号幹線	①9	西部3号幹線
④	鎌ヶ谷西4号幹線	②0	西部4号幹線
⑤	鎌ヶ谷西5号幹線	②1	西部5号幹線
⑥	鎌ヶ谷西6号幹線	②2	西部6号幹線
⑦	鎌ヶ谷西6-1号幹線	②3	西部7号幹線
⑧	鎌ヶ谷西7号幹線	②4	西部8号幹線
⑨	鎌ヶ谷西8号幹線	②5	西部9号幹線
⑩	鎌ヶ谷西10号幹線	②6	富里1号幹線
⑪	鎌ヶ谷西11号幹線	②7	富里2号幹線
⑫	鎌ヶ谷南6号幹線	②8	北部1号幹線
⑬	鎌ヶ谷南7号幹線	②9	北部2号幹線
⑭	鎌ヶ谷南8号幹線	③0	北部3号幹線
⑮	鎌ヶ谷南9号幹線		
⑯	鎌ヶ谷北1号幹線		

印旛処理区

< 汚水 >		< 雨水 >	
番号	路線名	番号	路線名
①	鎌ヶ谷1号幹線	⑤	東部1号幹線
②	鎌ヶ谷2号幹線	⑥	東部2号幹線
③	鎌ヶ谷3号幹線	⑦	東部3号幹線
④	鎌ヶ谷4号幹線	⑧	東部4号幹線

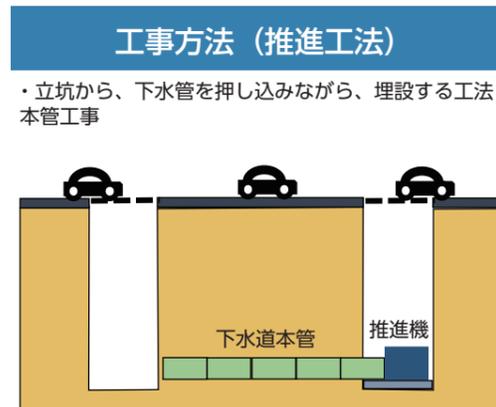
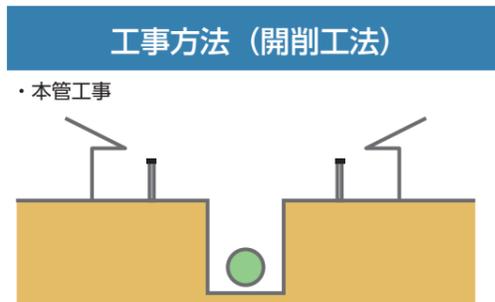
江戸川左岸処理区

< 汚水 >		< 雨水 >	
番号	路線名	番号	路線名
①	鎌ヶ谷南1号幹線	⑫	南部1号幹線
②	鎌ヶ谷南2号幹線	⑬	南部2号幹線
③	鎌ヶ谷南3号幹線	⑭	南部3号幹線
④	鎌ヶ谷南4号幹線	⑮	南部4号幹線
⑤	鎌ヶ谷南5号幹線	⑯	南部5号幹線
⑥	鎌ヶ谷南6号幹線	⑰	南部6号幹線
⑦	鎌ヶ谷南7号幹線		
⑧	鎌ヶ谷南8号幹線		
⑨	鎌ヶ谷南9号幹線		
⑩	鎌ヶ谷南2-1号幹線		
⑪	鎌ヶ谷南4-1号幹線		

公共下水道工事の進め方

公共下水道工事が完成するまでの流れ

- ① 説明会を開催します。
※工事施工箇所が狭い範囲の場合、説明会に代えて個別に説明にお伺いすることがあります。
- ② 地下埋設物（ガス管・水道管）が下水道管の埋設に支障となると判断された場合、地下埋設物の移設工事が行われます。
- ③ 地面を掘削し、下水道本管を布設していきます。
- ④ 各家庭に公共枵を設置し、取付管により本管に接続します。
- ⑤ 本管布設工事（公共枵・取付管を含む。）が完成したら、工事完成検査が行われます。
(検査に合格した後に使用開始の通知が各世帯に送付されますので、その後宅地内の排水設備工事を行っていただくことになります。)



公共下水道工事の際に提出するもの

市では、住みよい街づくりの一環として公共下水道を計画的に整備しておりますが、皆様のお住まいになっている地域が公共下水道工事を施工することとなった場合、次の書類を提出していただくこととなります。

提出書類
(申請書は、後日市職員または工事請負業者が回収に伺います。)

○公共下水道（公共枵・取付管）設置申請書

公共枵の設置位置は原則として道路との境界から1メートル以内となりますので排水に便利な位置を記入してください。
なお、汚水取り込み用の「公共枵」は市で1箇所設置します。

公共下水道工事は皆様のご協力により進めていく事業ですので、よろしくお願いたします。
また、土地所有者で共有者がいる場合は、共有者へのご連絡をお願いします。

私道に公共下水道を設置するには

公共下水道認可区域内の私道に公共下水道を布設する場合の取り扱い要綱に基づき、一定条件を備えている場合には、申請により私道（個人が所有している道路）に公共下水道管を設置します。

○設置の条件

市において公共下水道管を布設する私道は、当該道路が接続する公道又は私道に接続可能な公共下水道管が布設済みであり、かつ次の条件を備えたものとなります。

1. 一般の交通に利用されている道路幅員が1.8メートル以上の道路であること。ただし、幅員が1.8メートル未満であっても、公共下水道管の布設に支障がないと認められる場合は布設することが出来ますのでご相談ください。
2. 当該道路に面した所有権の異なる家屋（公道に面した家屋を除く。）が2戸以上あり、かつ独立した生計を営む者がいること。
3. 敷地延長とみなされないものであること。
4. 私道の所有者全員が公共下水道管の布設を承諾していること。
5. 新たに敷地造成を行い家屋を建設するものでないこと。

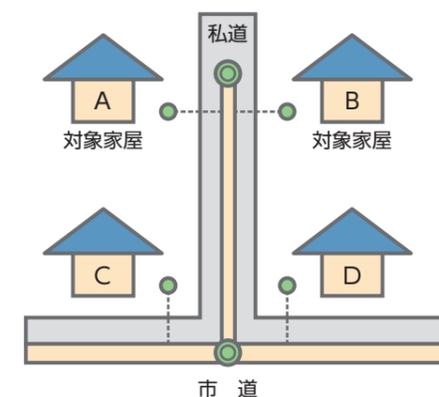
○提出していただく書類

どなたか1名を代表者と定め、公共下水道管布設申請書（別記第1号様式）に署名し、次の書類を添付して提出してください。

- ① 公共下水道管布設希望者名簿（別記第2号様式）
(公共下水道管を使用する家屋の所有者又は土地所有者が署名して下さい。)
- ② 土地所有者の公共下水道管布設承諾書（別記第3号様式）
(私道及び私道に接する宅地の土地所有者全員が署名して下さい。)
- ③ 私道位置図及び土地所有者の区画図
- ④ 当該申請道路並びに隣接地を含む公図の写し
- ⑤ その他市長が必要（確約書等）と認めるもの。

私道申請フロー

1. 管渠の布設について関係者の総意を得ること。
2. 代表者を選出（市との連絡調整役）すること。
3. 下水道課へ申請相談すること。
4. 地権者調査及び関係書類作成（市）
5. 関係地権者からの申請書類の収集を行うこと。
6. 申請書類を市に提出すること。
(申請書受領から公共下水道管布設決定通知書の送付までの間については連絡は行いません。)
7. 工事の予算化
8. 公共下水道管布設決定通知書の送付
9. 工事の施工



下水道施設をつくる「受益者負担金」

建設費の一部になる負担金

住みよい環境づくりをすすめる下水道施設を整備するためには、長い年月と巨額の建設費を必要とします。

この建設費用は、国等からの補助金、市債（国などからの借入金）、繰入金、受益者負担金などによって賄われています。

なぜ受益者負担金制度が必要なのでしょう

下水道を早くつくるために、各市が採用している受益者負担金制度を本市においても実施していますので、皆様のご協力をお願いします。

道路、公園などの公共施設は、不特定多数の方が利用できますが、下水道施設の場合は、整備することによって利用できる地域の人びとが限られてきます。

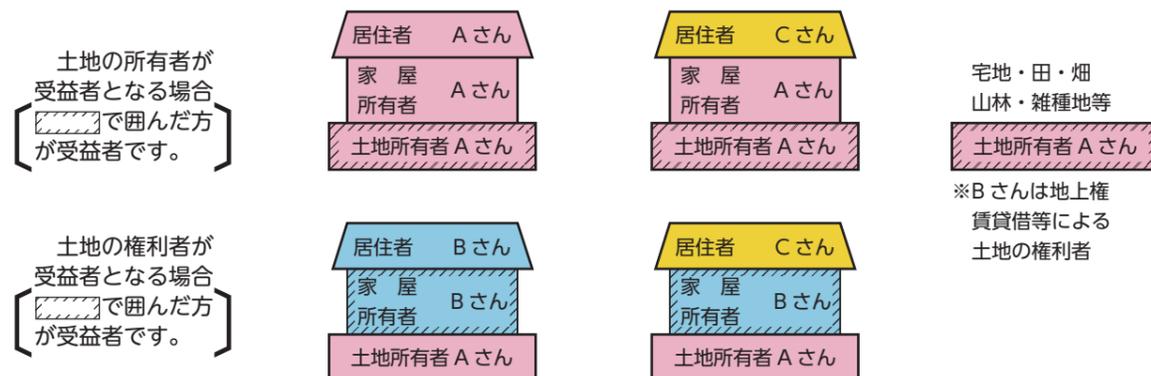
このように限られた方々だけが利用する下水道施設の費用を税金だけで賄うことは、下水道を利用できない方にも負担していただくことになり、負担方法として公平性を欠くこととなります。

負担の公平を期する意味からも、また、建設費の一部を下水道整備により利益を受ける人達に負担していただくことにより、財源を確保し、より一層の整備促進をしようというのが「都市計画法」に基づく、この受益者負担金制度です。

納める人は

受益者負担金を納めていただく人を「受益者」といいます。受益者は原則として、公共下水道を整備する処理区域内にある土地の所有者及び権利者（地上権、質権、使用貸借、賃貸借）です。

したがって、借家人など土地に権利を持たない人は、受益者にはなりません。



負担金の対象となる土地

公共下水道を整備する区域内の土地にあって宅地、田、畑、山林などで、国、県、市、個人の所有する、すべての土地です。

負担金の額

受益者負担金は、負担区や土地の広さによって異なります。

原則的には、単位負担金（1㎡当り）に所有する土地（または権利のある土地）の面積を乗じて算出されます。

受益者の申告

賦課対象区域が公告されている地域の土地にかかる所有者の方々に、公簿により調査した地番、地目、地積などを記入した「鎌ヶ谷市下水道事業受益者申告書」を送付します。

送付された申告用紙に記載されている内容を確認のうえ、定められた期日までに申告していただきます。また、土地に権利者がある場合は連署して受益者の申告をしていただきます。

もしも、申告がなかった場合は、土地の所有者に認定賦課することになります。

納める方法は

受益者負担金は5年に分割し、さらに1年を2期に分けて納めていただきます。

市から毎年6月中旬に「下水道事業受益者負

受益者の申告から納入まで



担金納入通知書兼領収書」を送付しますので、市役所又は指定の金融機関で納めて下さい。

前納について

受益者負担金の納付方法は、受益者の負担を考慮して分割納付を原則としていますが、受益者からの申し出により5年分全額又は、1年分をまとめて一括納付することが出来ます。

負担金の徴収猶予と減免

受益者負担金制度には、受益の程度、受益者の負担能力などに応じて、一定期間徴収を猶予したり、負担金を減免する措置があります。

詳細については、市にご相談ください。

受益者、住所などの変更

受益者負担金が賦課されたのち、負担金の対象となっている土地が売買、相続などにより受益者が変わったときは、速やかに市に申し出てください。この場合、旧受益者から地位を継承する新受益者の方に引続き納付していただきます。

また、住所等が変わったときも、申し出てください。

納期	第1期	6月30日まで
	第2期	12月25日まで

はじまります。さわやかなくらし…

公共下水道の工事が終わりますと、終末処理場で汚水の処理が開始されます。公共下水道を使用できるようになった地域を「下水処理区域」といい、供用（使用）開始の年月日、地域などが

公示されます。そうしますと、みなさんのご家庭では、汚水を公共下水道に流すことができるようになります。そして、清潔な水洗トイレの使用もできるようになります。

清潔で住みよい環境のまちになります

きたないドブやミゾがなくなります。そのため、蚊やハエの発生を防いで、疫病の心配もなくなります。そして、街なみも美しく、快適で安心してくらしができます。

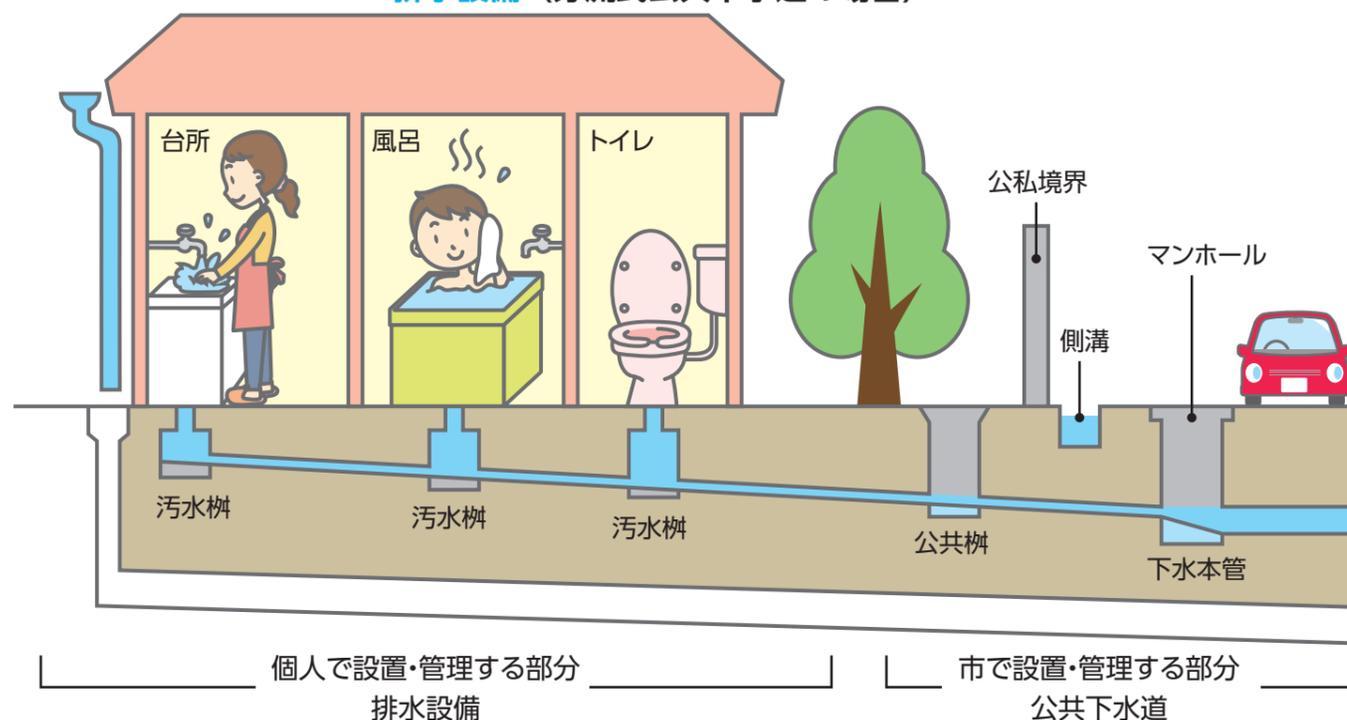
さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレを使用できるようになります。そのため、子供はもちろんお年寄でも安心してトイレを使うことができ、異臭にも悩まされることがなくなります。

川や海の水がきれいになります

家庭から出る汚れた水は、下水管で終末処理場に集められ、きれいにしてから川や海に流します。そのため、魚や他の生物が棲むことができる清流がよみがえります。

排水設備（分流式公共下水道の場合）



トイレの水洗化など排水設備をつくることは、みなさんの義務となります。

排水設備とは——

公共下水道に汚水を流すためには、それぞれのご家庭で排水設備を作らなければなりません。この排水設備は、宅地内に排水管・汚水柵などを作って、ご家庭の台所・洗濯・洗面・風呂・水洗トイレなどから出る汚水を、速やかに公共下水道に流す役割を果たしています。排水設備は、皆さん個人で作り、保守・点検などの管理をしていただくこととなります。

トイレの水洗化は、3年以内に——

くみ取り便所は水洗便所に

公共下水道の使用ができるようになると、みなさんのご家庭で従来から使用している、くみ取り便所は、供用開始から3年以内に公共下水道に直接流すことができる水洗トイレに改造することが法律（下水道法第11条の3）で義務づけられています。

浄化槽は直接放流式に

汚水は、終末処理場で処理されるので、浄化槽は必要なくなります。浄化槽をご利用の世帯は、できるだけ早く廃止して、公共下水道に直接放流しなければなりません。

（下水道法第10条）

台所・風呂場からの汚水も公共下水道へ

公共下水道が使用できる区域内の土地所有者、使用者または占有者は、遅滞なく台所、風呂、洗濯などから出る汚水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。

雨水は雨水管又は道路のU型側溝にながして下さい。

汚水の排水設備だけでなく、雨水の排水設備も設置しなければなりません。

雨水は、便所等の汚水の流れる污水管へ絶対に流さないで下さい。

（下水道法施行令第8条）

除害施設をつくりましょう——

公共下水道が完成したからといって、どんな水でも流せるというわけではありません。工場や事業所から出る汚水には家庭のものとはちがった有害なものが含まれているため、下水管を傷めたり終末処理場の正常な運転を妨害します。その結果、川や海などの自然環境を守るという下水道の大切な役割が妨げられてしまいます。

そこで、工場や事業所から出る汚水中の有害な物質を取り除いて基準以下の水質にする施設を設置することを法律で定めています。

宅内排水設備工事のお申込は、指定工事店へ…

市では、排水設備の設置やトイレの水洗化改造工事を適切な価格と良心的で安心できる施工を行っていただけるように「鎌ヶ谷市排水設備指定工事店」を定めています。指定工事店は法律や条例で決められた基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しているとともに、

工事に必要な諸々の手続きを申請者に代わって行えるよう市が指導と監督をしています。工事を指定工事店以外のところで行いますと、無資格工事となって工事のやり直しや罰則がかせられますので、ご注意ください。

1 供用(処理)開始公示

市の下水道工事が終了すると市から下水道処理区域として公示があります。公示された区域以外は排水設備工事はできません。



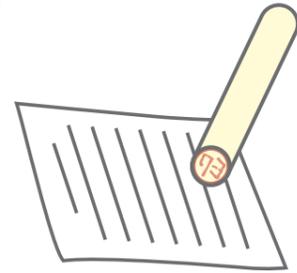
2 工事依頼

指定工事店に工事を依頼します。



3 設計・見積

指定工事店は実態を調査したうえ、設計・見積をします。



4 契約

内容をよく確かめて、契約します。



5 確認申請書提出

指定工事店は工事が施工基準に適合しているかどうかを確認する「確認申請書」を市に提出します。

6 確認書通知

工事が適正であると認められた場合、確認の決定を申請者に通知します。申請者は、指定工事店に通知があったことを連絡してください。

7 施工

工事はおおよそ2日程度で終わります。

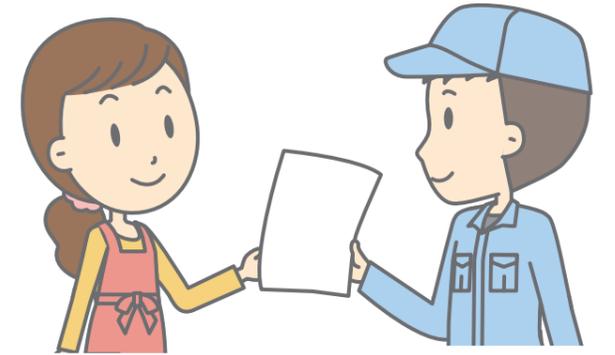


8 完成



9 工事完了届及び使用開始届提出

工事完了届及び使用開始等届を市に提出します。



11 使用開始

さあ、きょうから自然とくらしをクリーンアップ



10 完了検査

市の検査員が派遣され、検査を行った後、検査済証を交付します。



(ご注意) 指定工事店以外の方が工事したものについては、工事完了後の市の検査も受けられず、工事費の助成制度も、ご利用できなくなります。また、この工事は、無効となり、やり直していただくようになりますので、ご注意ください。

(お願い) くみ取り便所からの改造工事が終了しましたら、遅滞なくくみ取り廃止の届出を行ってください。工場、病院、レストラン、ガソリンスタンド等にあつては、除害施設の設置その他について、あらかじめ下水道課にご相談ください。

下水道使用料は、維持管理費にあ

公共下水道が使用できるようになりますと、流した汚水の量に応じて使用者から下水道使用料をいただくことになります。お支払いいただいた使用料は、ポンプ場や終末処理場の運転、下水管路の清掃や補修など下水道施設の維持管理費用の一部にあてられます。

下水道使用料を納めていただく人

家庭や工場などから汚水を公共下水道に流す人は、すべて対象になります。

なお、新たに公共下水道に流そうとする人は、下水道使用開始等届を市に提出してください。

使用水量の認定は

- 水道水のみを使用している場合
上水道の使用水量をそのまま使用水量として認定いたします。
- 井戸水等のみを使用している場合
一般家庭で1人1ヶ月当たり6㎡を使用したものと認定いたします。
- 井戸水等と水道水を併用している場合
井戸水等の使用水量は、一般家庭で1人1ヶ月あたり3㎡を使用したものと認定し、上水道の使用水量に加えて得られた水量を使用水量と認定いたします。

使用料の計算は

下水道使用料は、原則的には上水道使用水量に基づいて決められますが、井戸水などの地下水を使用している場合には、使用者人員、用途等を調査のうえ、認定して算出いたします。

使用料金は、累進制

下水道の使用料は、上水道の使用水量に比例しますので、使用水量が多ければ多いほど料金(1㎡当り単価)が高くなります。
大切な資源を節約し、省エネルギーを図ることが皆様の負担を軽くします。

使用料金のお支払いは

原則として2ヶ月ごとに計算し、お支払いいただきます。

下水道使用料金のお支払いは、便利な口座振替・クレジットカードによる支払いをご利用ください。

下水道使用料金表(1ヶ月につき) 令和元年10月1日より

区分	汚水排除量(使用水量)	料金	税込料金	
一般汚水	基本料金	10㎡まで	953円	1,048.3円
	超過料金 1㎡につき	10㎡を超え20㎡まで	150円	165円
		20㎡を超え30㎡まで	195円	214.5円
		30㎡を超え50㎡まで	248円	272.8円
		50㎡を超え100㎡まで	293円	322.3円
		100㎡を超え500㎡まで	328円	360.8円
		500㎡を超え1,000㎡まで	364円	400.4円
		1,000㎡を超え2,000㎡まで	402円	442.2円
2,000㎡を超える分	442円	486.2円		
浴場汚水	1㎡につき	40円	44円	

※下水道使用料は、水道検針の翌月に2ヶ月分を請求させていただいております。

【下水道使用料金の計算例】

2ヶ月分の使用水量を2分の1にして1ヶ月分毎に使用料を計算します。
2ヶ月で使用水量43㎡を使用した場合、1ヶ月分を22㎡と21㎡に分けます。

1ヶ月分 22㎡	基本料金10㎡まで	953円
	10㎡を超え20㎡まで	10㎡×150円=1,500円
	20㎡を超え22㎡まで	2㎡×195円=390円
	算定額	2,843円+税
	①1ヶ月分の使用料(10%の場合)	①3,127円
1ヶ月分 21㎡	基本料金10㎡まで	953円
	10㎡を超え20㎡まで	10㎡×150円=1,500円
	20㎡を超え21㎡まで	1㎡×195円=195円
	算定額	2,648円+税
	②1ヶ月分の使用料(10%の場合)	②2,912円
請求額	2ヶ月分の使用料金	①3,127円+②2,912円=6,039円

1ヶ月毎の計算につき、合計額1円未満の端数は切り捨てます。

てられます…

使用開始等届出について

お住まいの地区が、公共下水道の処理区域となり、使用する排水設備が公共下水道に接続された方は、速やかに『使用開始等届』が必要となります。また、使用開始後住所、使用水、人数や名義人等届出内容に変更が生じた場合は、そのつど各種届出が必要です。

特に井戸水使用のご家庭は、人数や使用水に変更があった場合、または休止した場合は使用料が増減する等の影響がありますので、忘れずに届出をお願いします。

住民票の異動をただけでは自動的に下水道の使用開始、休止、人数変更とはなりませんのでご注意ください。

使用水	届出要件	届出区分	
水道水のみ	世帯転入	開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
	水道水以外の水を追加又は変更	その他(使用水変更)	

水道・井戸水併用	世帯転入	開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
	使用者人数の増・減	その他(人数変更)	
※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	その他(使用水変更)	鎌ヶ谷市

井戸水のみ	世帯転入	開始	千葉県企業局
	区域内へ世帯転居		
	世帯転出	休止	
	区域外へ世帯転居		
	使用名義人の変更	その他(使用者変更)	
	水道水の追加及び変更	その他(使用水変更)	
使用者人数の増・減	その他(人数変更)		
※井戸水用ポンプ及び配管撤去等	検査確認を要す	その他(使用水変更)	鎌ヶ谷市

平成30年1月検針分より使用料の賦課・徴収事務は千葉県企業局に委託しています。
上記の手続き及び料金等のお問い合わせは、県水お客様センターまでご連絡をお願いいたします。
※については鎌ヶ谷市にお問い合わせください。

県水お客様センター

平日 8:45~18:00 土曜 8:45~17:00 / TEL 0570-001245(ナビダイヤル)

上手に使いましょう

公共下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。

下水道は、みんなで使う公共財産です。

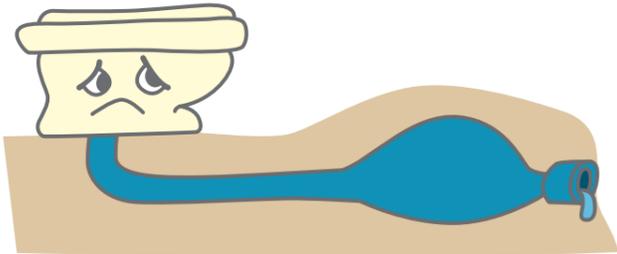
下水道を使う1人1人がルールを守って上手に使うよう心がけましょう。

台所のゴミは流さない

台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油等の廃油は、排水管の詰まりの原因や終末処理場の機能を低下させますので流さないように。

水洗トイレには溶ける紙を

水に溶けにくい紙（ティッシュペーパーなど）や紙おむつ、タバコやガム、ビニールなどを流すと詰まりの原因となります。



水洗トイレの故障は——

水洗トイレが詰まって流れない

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」でなおります。1つ備えておくようにしましょう。それでもなおらないときは、お家の工事を行った指定工事店にご連絡ください。

水洗トイレの水が止まらない

トイレを使用したあと水がとまらなかつたり、便器にいつもちょろちょろと水が流れている場合は、タンクに給水する管についている「止水せん」をドライバーで締めて水を止めてくださ

みんなの下水道。

アルコールやガソリンを流さない

揮発性の高い危険物を流すと、管の中で爆発したり、管を損傷することがあります。



マンホールにゴミや土砂を捨てない

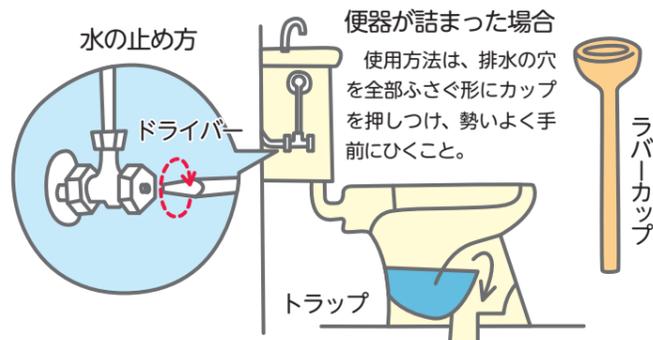
マンホールは下水管の点検や修理をするものですので、土砂やゴミを捨てないように。



下水管の近くには植樹しない

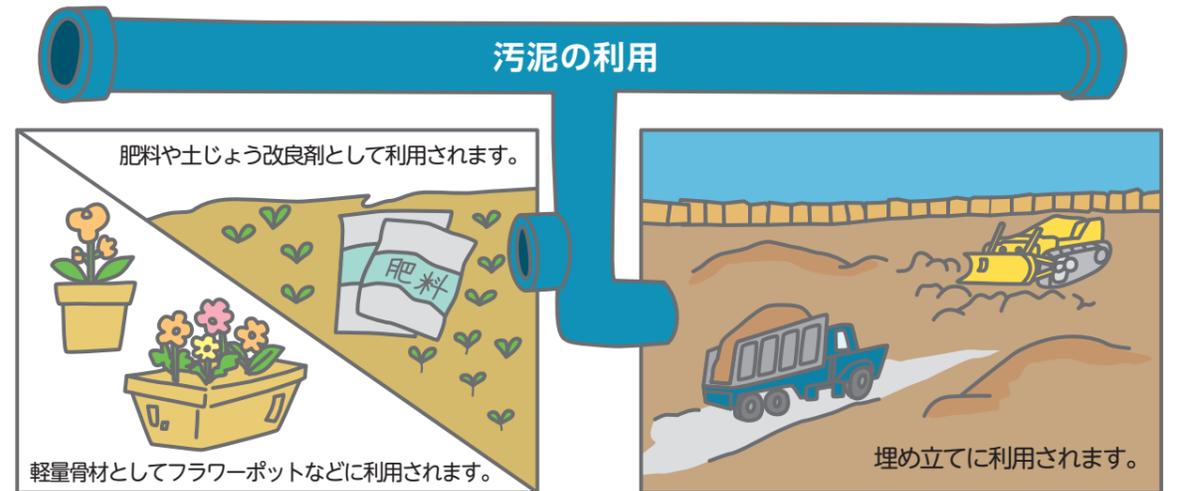
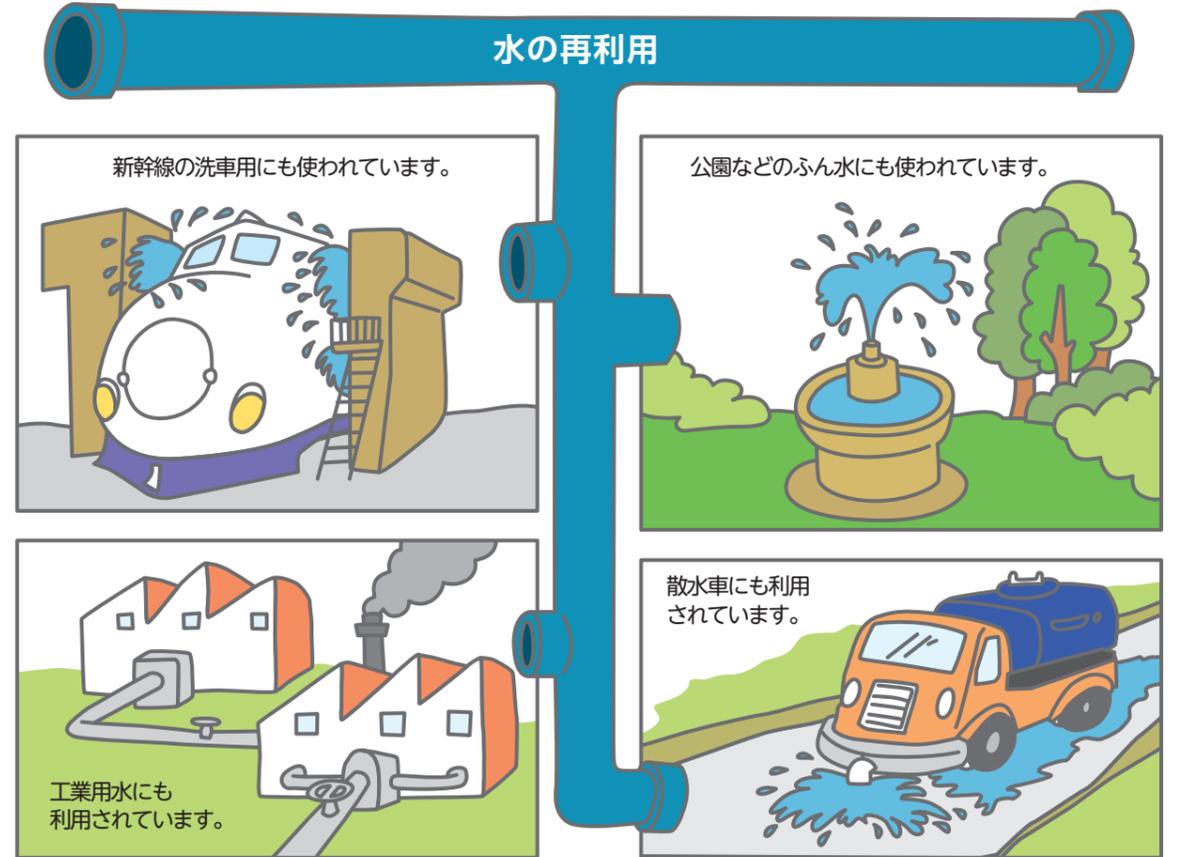
下水管に樹根が侵入してつまりや破損の原因になります。

い。タンク内のくさりがからんだり、はずれたり、またパッキンやフロート弁が古くなっていたらとりかえましょう。修理が必要なときは、**指定工事店**に依頼してください。



ムダなく資源化して再利用。

地球上の限りある資源の枯渇を防ぐため、資源の節約と再利用が図られていますが、下水道の分野でも、いろいろなところで、創意工夫が積極的に進められています。



汚泥は脱水機にかけられて水分をしぼりとられます。水をしぼりとられた汚泥は、脱水ケーキと呼ばれています。この脱水ケーキを利用します。

また、下水汚泥から発生する消化ガスを回収し、発電を行い処理場の動力源としているところもあります。